

自衛隊施設の強靱化に向けて (青森県版)

令和5年12月15日
東北防衛局

1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について
2. マスタープラン作成業務の発注区分
3. 東北防衛局管内の最適化事業（青森県）
4. 最適化事業の入札・契約方式
5. 官民協力による新たな品質確保体制について
6. 最適化事業に係る地元企業の活用等に関する取り組み

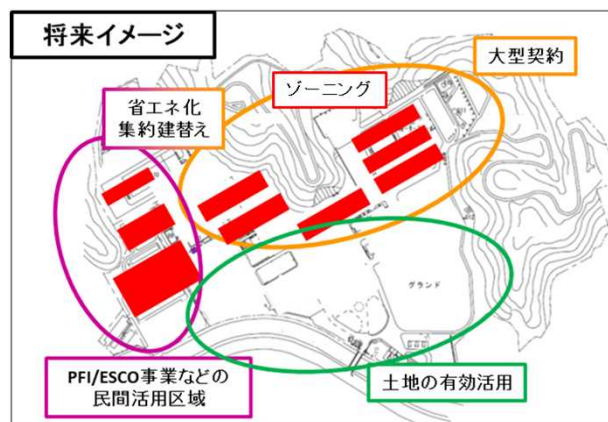
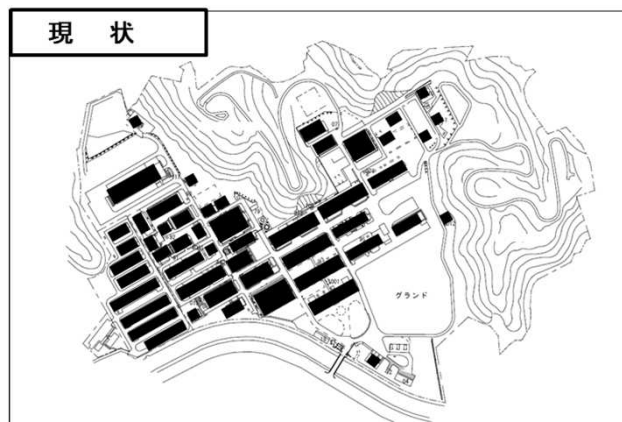
1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度以降
①最適化事業 (既存施設の更新等) 【約 1. 7 兆円】※						<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置としては10ヶ年 (R5～R14) ・実際の工事を含めた事業期間は約15年
②災害対策 【約 0. 4 兆円】※						
③司令部の地下化等 (火薬庫の整備含む) 【約 0. 4 兆円】※						<p>おおむね10年後までに、 防衛施設の更なる強靱化を図る</p>
④部隊新編・ 新規装備品導入に 係る施設整備等 【約 1. 4 兆円】※						
合計 【約 4 兆円】※	※防衛力整備計画 (R 5 ～ R 9 年度) における計画額を示す (契約ベース)					

1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

最適化事業（既存施設の更新等） 1. 7兆円（R5～R9年度）

- ◆ 各基地・駐屯地等（約300地区）に保有されている約23,000棟の建物やライフラインなどにおいて、現状を把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置・集約化、老朽改修の計画及び省エネ対策等を含んだ「マスタープラン」を策定。



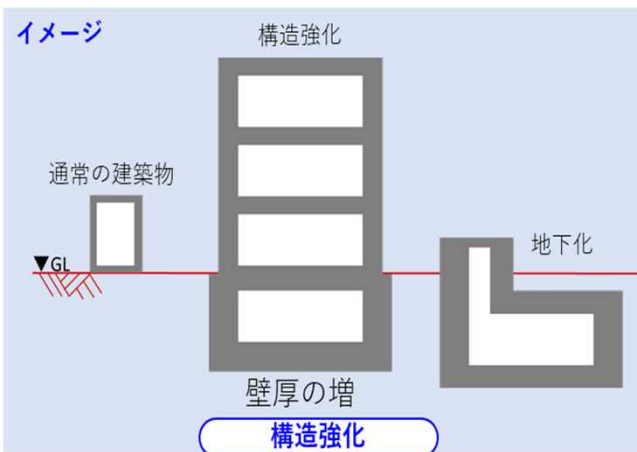
最適化事業
運用上重要な駐屯地・基地等から最適化事業を実施

自衛隊施設の年代別分類と建物数一覧

建設年代	建物 23, 254棟	耐震性能	防護性能の付与	工法
旧軍時代～S20	589棟	旧耐震基準	無	建替
S21～S57 (築76年～築40年)	9,286棟			
S58～H14 (築20年以上)	9,142棟	新耐震基準	無	建替 or 改修
H15～H19 (次の5年に20年を迎える)	1,786棟			
H20～ (予防保全)	2,451棟			
			有	予防保全

○施設の機能に応じ、必要な防護性能を付与。

例) 構造強化（壁厚の増）、地下化、空気ろ過システム（フィルター）、高気密ダンパー、飛散防止ガラス、監視センサーなど



1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

災害対策

0. 4兆円（R5～R9年度）

【津波対策】

全国の津波被害が想定される駐屯地・基地等を対象に、津波シミュレーション等を行い、これを踏まえ、対策工事を実施する。

大規模対策例



小規模対策例

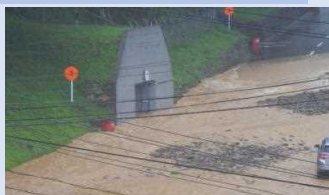


防潮堤等の設置により自衛隊敷地外の周辺地域への津波被害が拡大するおそれ。そのため、大規模対策を実施する際は地元自治体等との連携が必要。

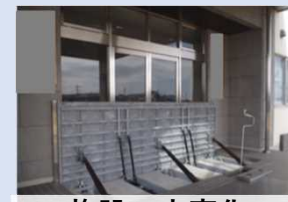
【浸水・法面崩落防止対策】

浸水想定区域内の駐屯地・基地等を対象に浸水対策を実施する。

豪雨による被災事例



浸水に対する対策例



【飛行場の液状化対策】

全国の飛行場において実施する土質調査結果より液状化の予測・判定を実施し、対策工事を実施する。

滑走路被災事例



滑走路液状化対策

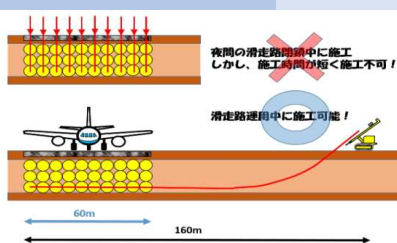


図-3 曲り削孔イメージ

1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

司令部の地下化等（火薬庫の整備含む）

0.4兆円（R5～R9年度）

（1）司令部の地下化等

【主要司令部等の地下化】

司令部等を防護し粘り強く戦う態勢を確保するため、主要司令部等の地下化を実施。

【電磁パルス攻撃対策】

電磁パルス攻撃による機器等の被害を防ぐための防護措置を実施。

【分散・隠蔽】

航空機を分散・隠蔽して防護するため、分散パッド等を整備。

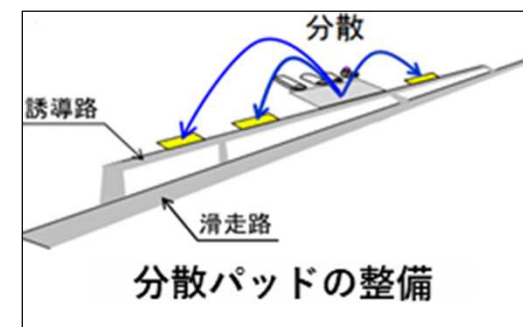
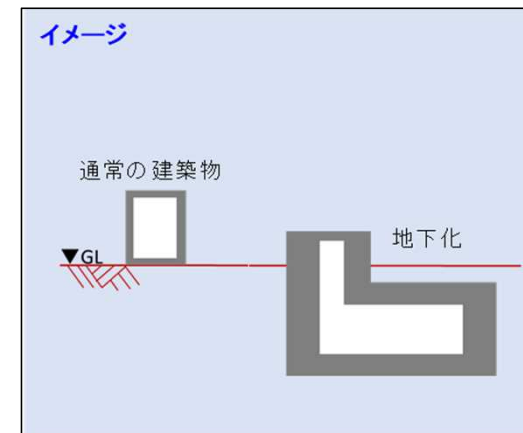
【アラート格納庫のえん体化】

航空機の保護・隠蔽を目的としてアラート格納庫の整備を実施。

（2）火薬庫の整備

自衛隊の継続的な部隊運用に必要となる、十分な数量の各種弾薬を確保する方針。

弾薬の確保に伴って弾薬の保管所要も増加するため、弾薬保有量に見合うだけの火薬庫を整備する。



火薬庫

1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

部隊新編・新規装備品導入に係る施設整備等 **1. 4兆円**（R5～R9年度）

部隊新編や新規装備品の導入に伴う施設整備を実施。

令和5年度予算における事業の例

- ◆南西地域において、現状不足している機能を各島（奄美大島、沖縄本島、宮古島、石垣島、与那国島）で整備（南西地域体制整備）。
- ◆陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港への配備。
- ◆海上自衛隊崎辺東地区では、今後、崎辺西地区における陸自の水陸両用車部隊との連携を図るべく、大型護衛艦や「おおすみ」型輸送艦等が係留可能な大規模な岸壁等を整備し、併せて陸上部分に補給施設等の後方支援施設を整備。
- ◆C-2輸送機受入施設等の整備。
- ◆F-35（A・B）受入施設の整備 等



崎辺東地区（仮称）（イメージ）

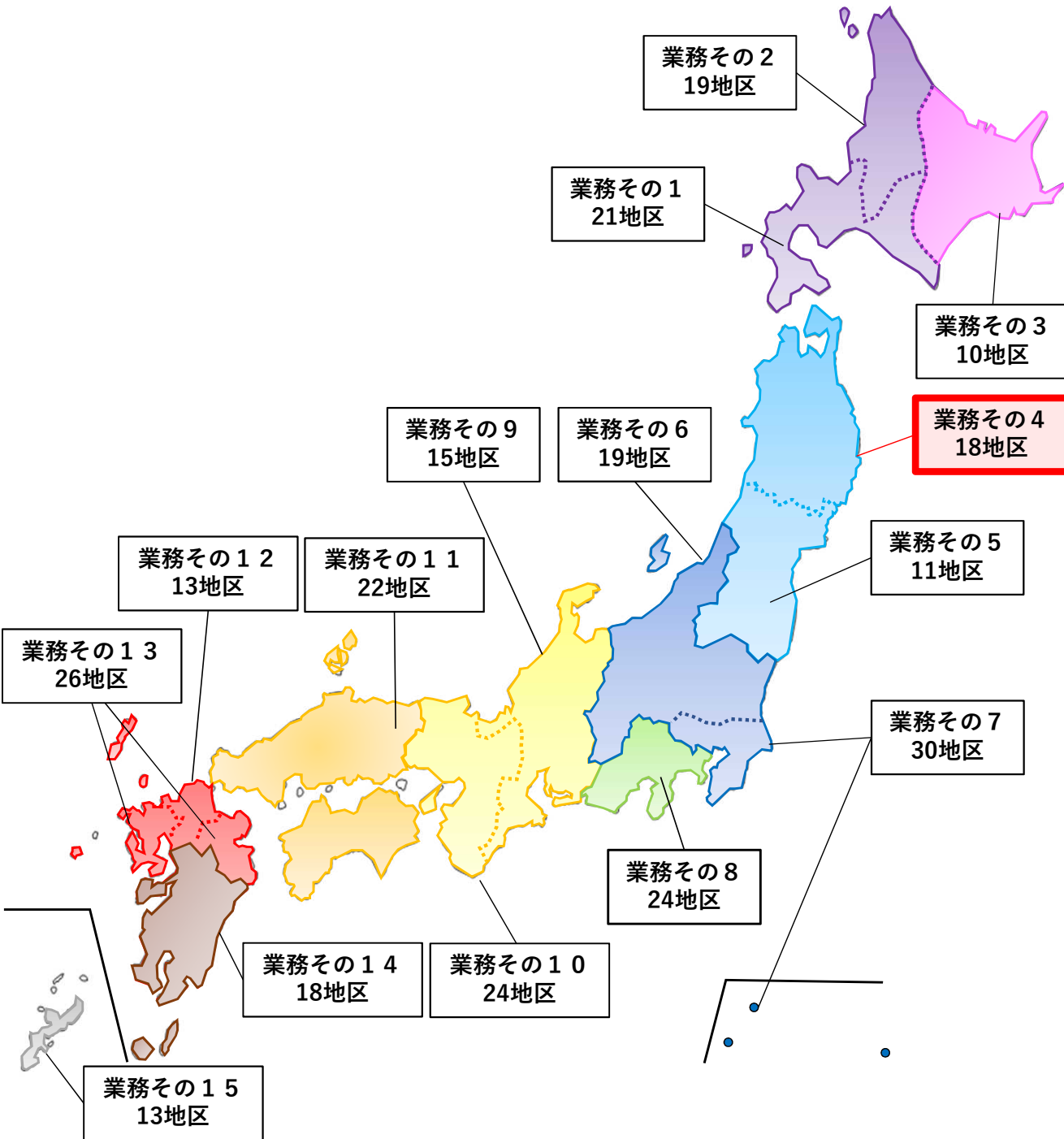


輸送機（C-2）



戦闘機（F-35B）

2. マスタープラン作成業務の発注区分

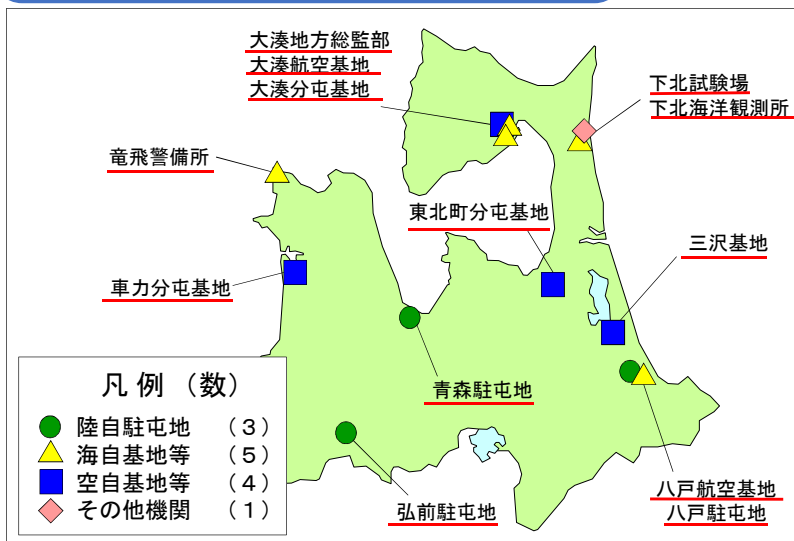


凡 例

管轄	業務	地区数
北海道防衛局	MP作成業務その 1	21
	MP作成業務その 2	19
帯広防衛支局	MP作成業務その 3	10
東北防衛局	MP作成業務その 4	18
	MP作成業務その 5	11
北関東防衛局	MP作成業務その 6	19
	MP作成業務その 7	30
南関東防衛局	MP作成業務その 8	24
近畿中部防衛局	MP作成業務その 9	15
	MP作成業務その 1 0	24
中国四国防衛局	MP作成業務その 1 1	22
九州防衛局	MP作成業務その 1 2	13
	MP作成業務その 1 3	26
熊本防衛支局	MP作成業務その 1 4	18
沖縄防衛局	MP作成業務その 1 5	13
合 計	1 5 業務	283

3. 東北防衛局管内の最適化事業（青森県）

青森県内主な自衛隊施設



青森県内建設年代別棟数

建設年代	建物	1154棟	耐震性能
旧軍時代 ～S20	1棟	519棟	基準 旧耐震
S21～S57 (築76年～築40年)	518棟		
S58～H14 (築20年以上)	461棟		新耐震 基準
H15～H19 (次の5年に20年 を迎える)	63棟		
H20～ (予防保全)	111棟		

青森県内の最適化事業対象棟数

機関	駐屯地・基地等	総数	建替 + 改修	建替					改修						
				規模a	規模b	規模c	規模d	規模e	規模a	規模b	規模c	規模d	規模e		
空自	車力分屯基地	62	57	40	0	1	3	9	27	17	0	0	3	3	11
海自	大湊航空基地	74	65	47	0	1	4	14	28	18	0	0	3	5	10
海自	大湊地方総監部	163	154	123	1	0	14	26	82	31	0	3	4	9	15
空自	大湊分屯基地	46	29	28	0	1	1	4	22	1	0	0	1	0	0
海自	下北海洋観測所	18	18	17	0	0	2	6	9	1	0	0	0	0	1
装備庁	下北試験場	32	23	11	0	0	0	7	4	12	0	0	1	1	10
陸自	弘前駐屯地	39	31	22	0	2	2	6	12	9	0	2	2	0	5
空自	三沢基地	291	230	140	2	10	24	27	77	90	1	2	8	17	62
空自	東北町分屯基地	35	35	8	0	0	2	2	4	27	0	1	4	4	18
陸自	青森駐屯地	87	70	56	0	3	5	18	30	14	1	1	2	0	10
海自	竜飛警備所	14	12	11	0	0	0	2	9	1	0	0	0	1	0
海自	八戸航空基地	188	168	131	3	1	21	23	83	37	0	2	4	5	26
陸自	八戸駐屯地	105	88	67	3	3	13	9	39	21	2	0	4	2	13
		1,154	980	701	9	22	91	153	426	279	4	11	36	47	181

※上表の数量は目安であり、実際の数量とは異なる場合がある。

3. 東北防衛局管内の最適化事業（青森県）

○ 建替・改修の規模別の区分と施設の一例

区分	規模a	規模b	規模c	規模d	規模e
延べ床面積	5,000㎡以上	3,000㎡以上 5,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	200㎡以上 1,000㎡未満	200㎡未満
建替対象棟数	9 棟	2 2 棟	9 1 棟	1 5 3 棟	4 2 6 棟
改修対象棟数	4 棟	1 1 棟	3 6 棟	4 7 棟	1 8 1 棟
施設の一例	<p>駐屯地・基地等の本部庁舎(RC-4 / 約7,000㎡)、隊舎(RC-4 / 約5,000㎡)、屋内射撃場(RC-1 / 約11,000㎡)など</p>  <p>本部庁舎 (RC-4 / 約7,000㎡)</p>	<p>分屯地・分屯基地等の本部庁舎(RC-3 / 約3,000㎡)、隊舎(RC-3 / 約4,000㎡)、航空機格納庫(S-1 / 約4,000㎡)など</p>  <p>格納庫 (S-1 / 約4,000㎡)</p>	<p>一般庁舎(RC-2 / 約2,000㎡)、体育館(S-2 / 約1,500㎡)、飛行指揮所(RC-4 / 約1,500㎡)など</p>  <p>飛行指揮所 (RC-4 / 約1,500㎡)</p>	<p>事務所(RC-1 / 約500㎡)、一般倉庫(S-1 / 約300㎡)、車両整備工場(S-1 / 約800㎡)など</p>  <p>車両整備場 (S-1 / 約800㎡)</p>	<p>警衛所(RC-1 / 約100㎡)、油脂庫(RC-1 / 約30㎡)、ポンプ室(RC-1 / 約10㎡)、自転車置場(S-1 / 約20㎡)など</p>  <p>油脂庫 (RC-1 / 約30㎡)</p>

※建替及び改修対象棟数は、青森県内の主な駐屯地・基地等における棟数の目安を示す。

○ 改修内容の一例

区分	老朽化に伴う改修	防護性能付与に伴う改修
改修内容の一例	屋根防水改修、外壁改修、便所改修、空調機更新など	外部建具の強化改修、換気システムの遮断装置の追加、入場管理システムの追加など

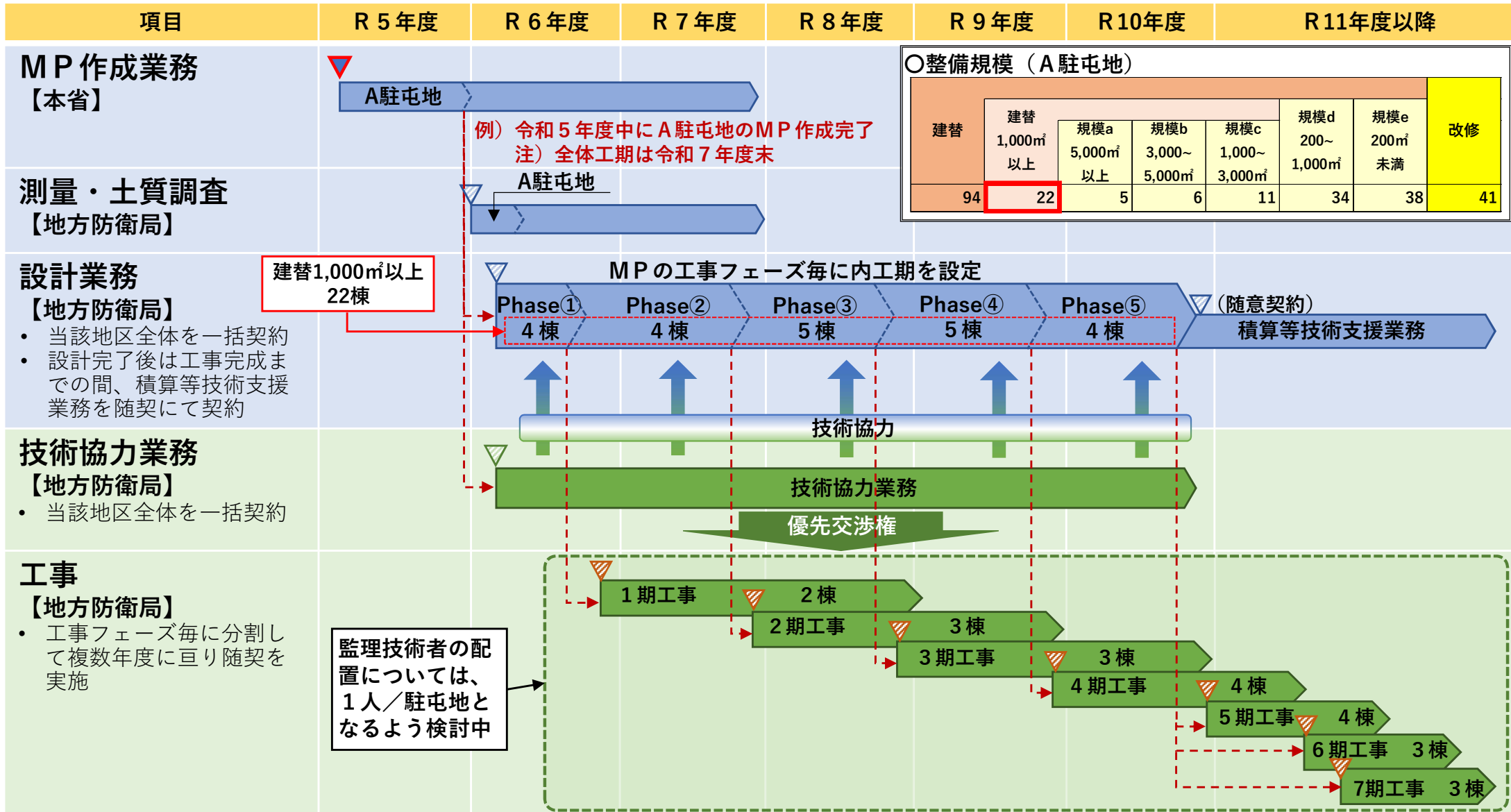
4. 最適化事業の入札・契約方式

入札・契約方式	年 度					
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目以降
<p>■従来の施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隊舎等建物ごとに整備を実施 ・ 発注は職種ごとの分離発注を原則 	基本構想	調査 基本設計	実施設計	工事（建築・土木・設備工事）		
<p>■最適化事業</p> <p>大型発注単位（基地毎等）で整備。 E C I^{※1}方式等により設計段階から施工者の技術力とノウハウを投入。</p> <p>※1 ECI：Early Contractor Involvement</p> <p>・ E C I 方式</p> <p>設計業務に対して、別途発注する技術協力業務の受注者が、施工者の視点から技術協力を行い、その後の工事の優先交渉権が付与される方式</p> <p>・ 設計付工事発注方式</p> <p>設計業務を行った者に、その後の工事の優先交渉権が付与される方式</p>	マスタープラン作成 調査	基本設計 実施設計 技術協力	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>①大型発注単位（基地ごと等）での整備のメリット</p> <p>○工事間調整の省力化や仮設物・資材・人材の併用、契約件数の縮減などにより</p> <p>②E C I方式のメリット</p> <p>○施工者の技術力とノウハウを設計段階から投入することにより</p> <p style="text-align: center;">以下の効果</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間延伸防止 ・ 建設コストの抑制 ・ 受発注者双方の業務効率化、負担軽減 </div> </div> <p>※事業規模が大きく事業年度が長期に亘る地区に適用</p>			
	マスタープラン作成 調査	設計	工事（総合工事）			

(1) 入札・契約方式の具体的なイメージ [ECI方式]

例：A駐屯地

- 令和5年度中にMP完了、令和6年度早期に設計業務を契約、令和6年度中に1期工事を契約（以降、設計が完了したフェーズから段階的に工事契約（随意契約）を実施）
- 技術協力業務の受注者に工事の優先交渉権を付与



▼：MP作成業務契約【本省】

▽：設計業務に対する技術協力業務契約【各地方防衛局】

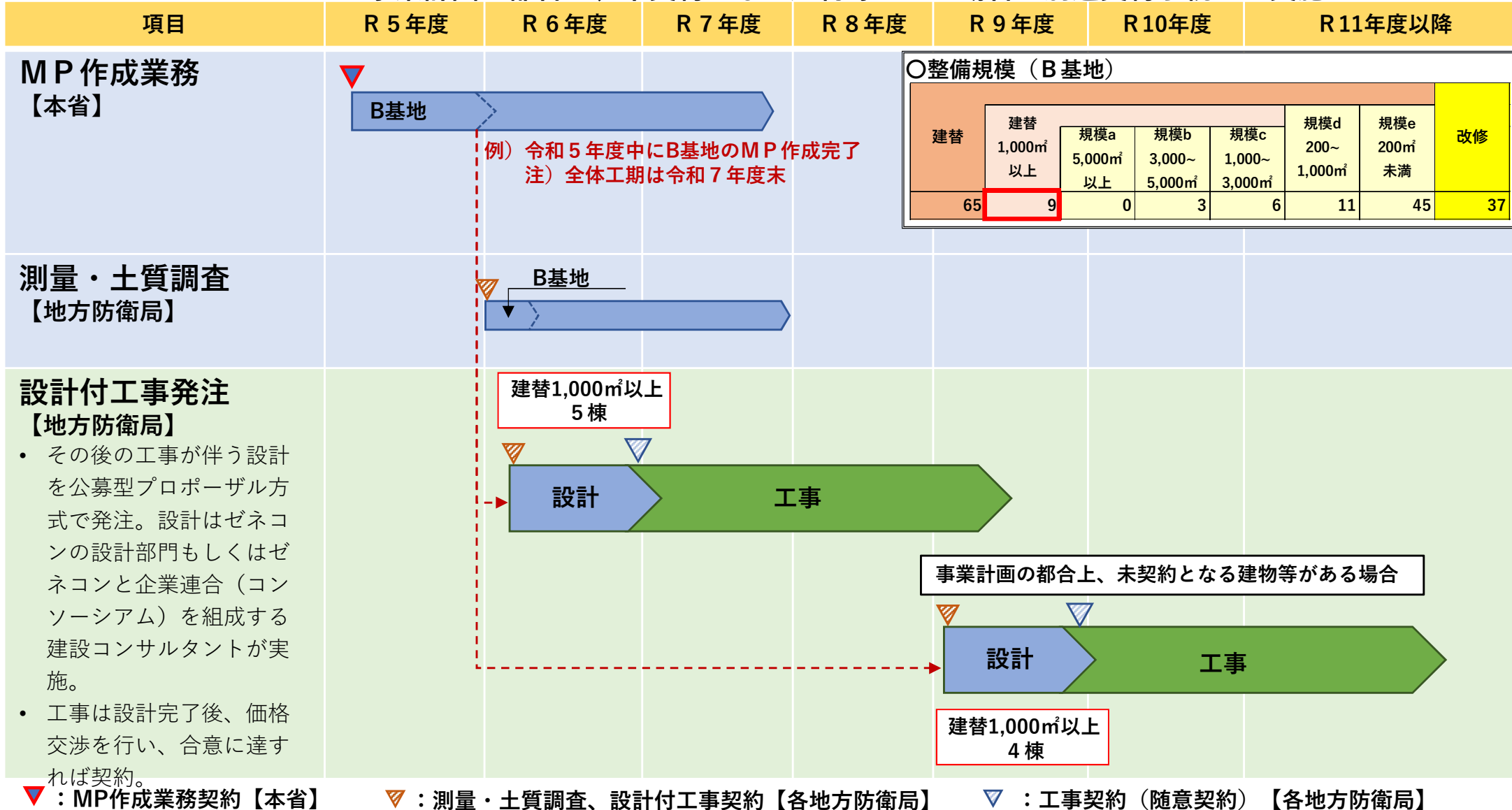
▽：測量・土質調査、設計業務契約【各地方防衛局】

▽：工事契約（随意契約）【各地方防衛局】

(2) 入札・契約方式の具体的なイメージ [設計付工事発注方式]

例：B基地

- 令和5年度中にMP完了、令和6年度早期に設計業務を契約、令和6年度中に工事についても契約
- 設計業務を行った者にその後の工事の優先交渉権を付与
- 事業計画の都合上、未契約となる建物等がある場合は別途契約手続きを実施

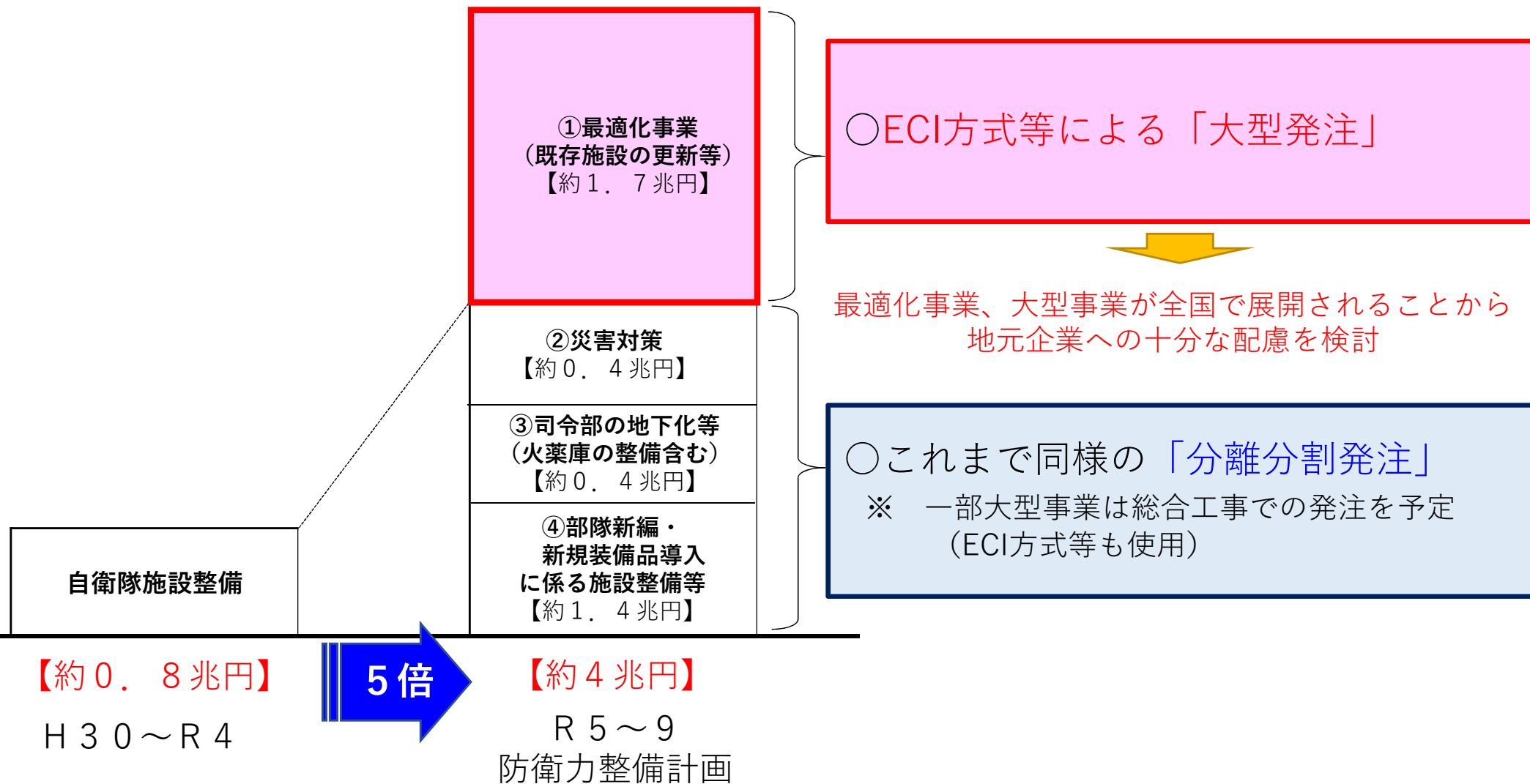


▼：MP作成業務契約【本省】

▽：測量・土質調査、設計付工事契約【各地方防衛局】

▽：工事契約（随意契約）【各地方防衛局】

(3) 今後の防衛施設整備の発注の方向性



5. 官民協力による新たな品質確保体制について

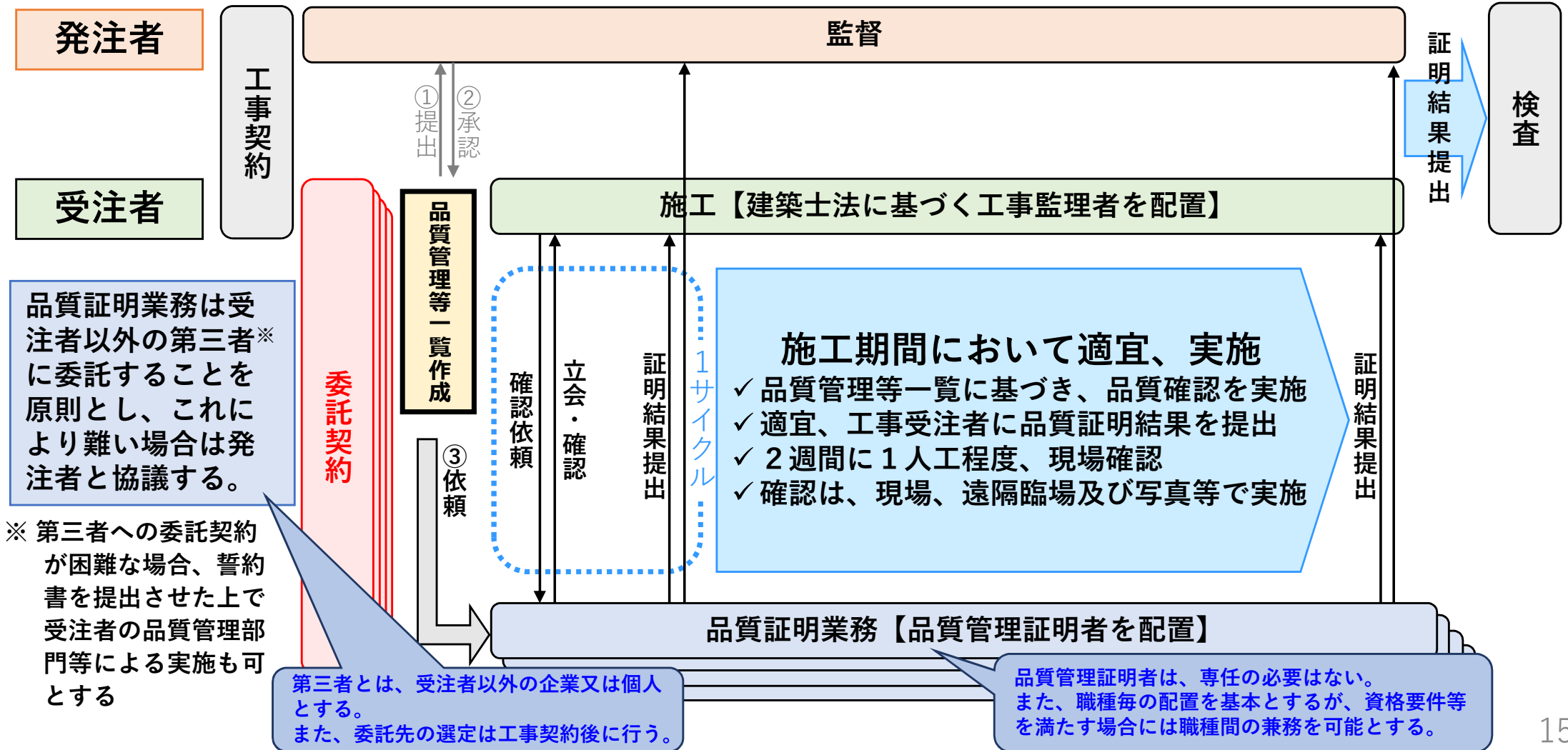
(1) 品質証明業務について

○品質証明業務と会計法上との関係

- ① 検査は国の職員で行うことから、品質管理証明者は会計法上の責は負わない。
- ② あくまでも、検査確認のための証明結果を作成し提出。

➤ 品質管理証明に係る書類及び報告に虚偽の記載があった場合や工事的物が契約不適合であった場合は、受注者に対して厳しく対応する旨を契約書に規定

○品質証明業務の実施フローについて



6. 最適化事業に係る地元企業の活用等に関する取り組み

(1) 同種工事及び同種業務の施工実績（経験）に関する要件の緩和の取り組み

概要

各地方防衛局等が発注する建設工事及び技術業務における一般競争入札等の競争参加資格については、他の発注機関と同様、競争参加企業及び配置予定技術者に対し元請けとしての同種工事（同種業務）の実績（経験）を求めているが、建設業界の技術者不足が深刻化する中、求める要件を満たす実績（経験）を有しているにも関わらず、元請け受注でないことから入札に参加出来ない場合もあることから、このような状況を改善するために、同種工事（同種業務）の施工実績（経験）に関する要件を緩和する制度の見直しを実施。

現状

・企業における同種工事（同種業務）の実績

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（業務）の実績に限定

・配置予定技術者における同種工事（同種業務）の経験

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（業務）の経験に限定

改正後

・企業における同種工事（同種業務）の実績

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（同種業務）の実績

新規追加

防衛省発注の総合発注工事（総合発注業務）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事（業務）の実績

・配置予定技術者における同種工事（同種業務）の経験

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（同種業務）の経験に限定

新規追加

総合発注工事（総合発注業務）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事（業務）の経験

※ 総合発注工事とは、建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事など、複数の職種の工事を一括で発注した工事をいう。
また、総合発注業務とは、建築、土木、機械、電気及び通信など、複数の職種からなる業務をいう。

(2) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

① 共同企業体の構成員数の考え方

共同企業体に関する制度を踏まえつつ、地元企業を含む数多くの企業（最大10社）が参加できる共同企業体を組成する

共同企業体の構成イメージ

・参加企業の資格（例）：

単体又は共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事1600点※以上」であること。

共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事1200点※以上」、「土木一式工事1200点※以上」、「電気工事1100点※以上」、「管工事1100点※以上」又は「電気通信工事1100点※以上」のいずれかであること。（2社※程度を想定）

また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事830点※以上」、「土木一式工事830点※以上」、「電気工事780点※以上」、「管工事780点※以上」又は「電気通信工事780点※以上」のいずれかであること。
（工事の規模に応じ最大7社※程度を想定）

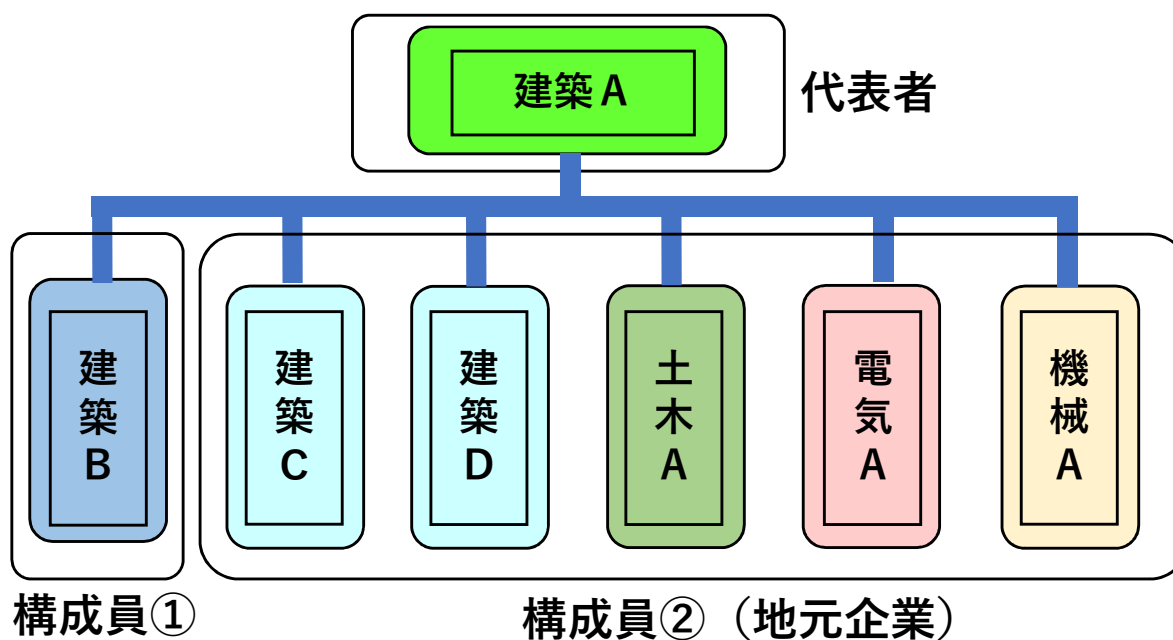
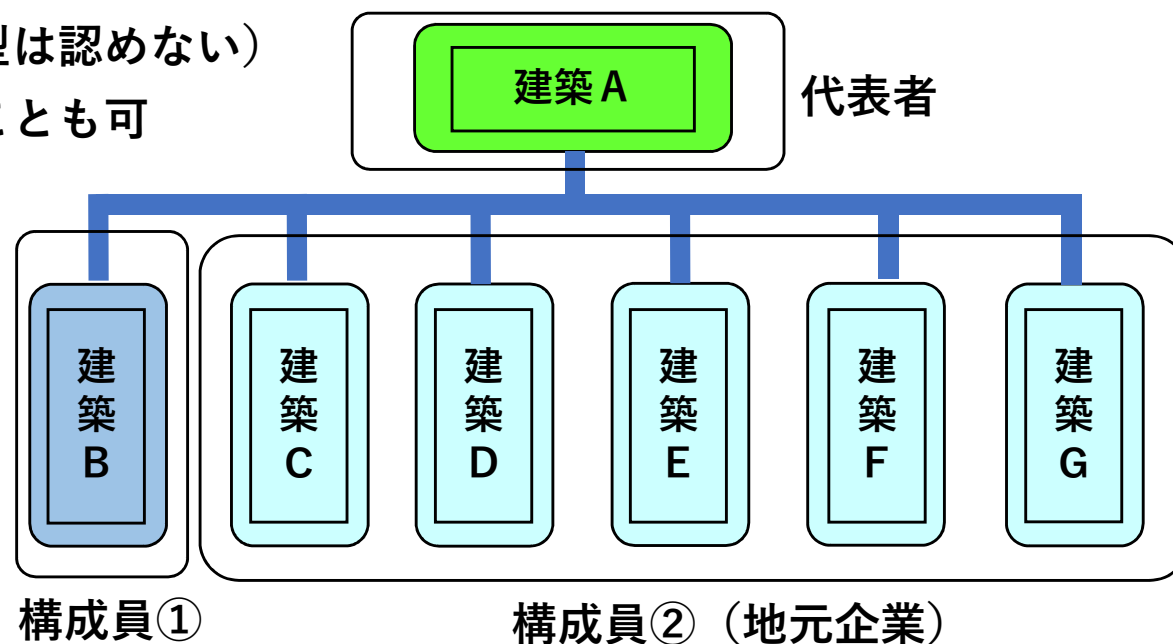
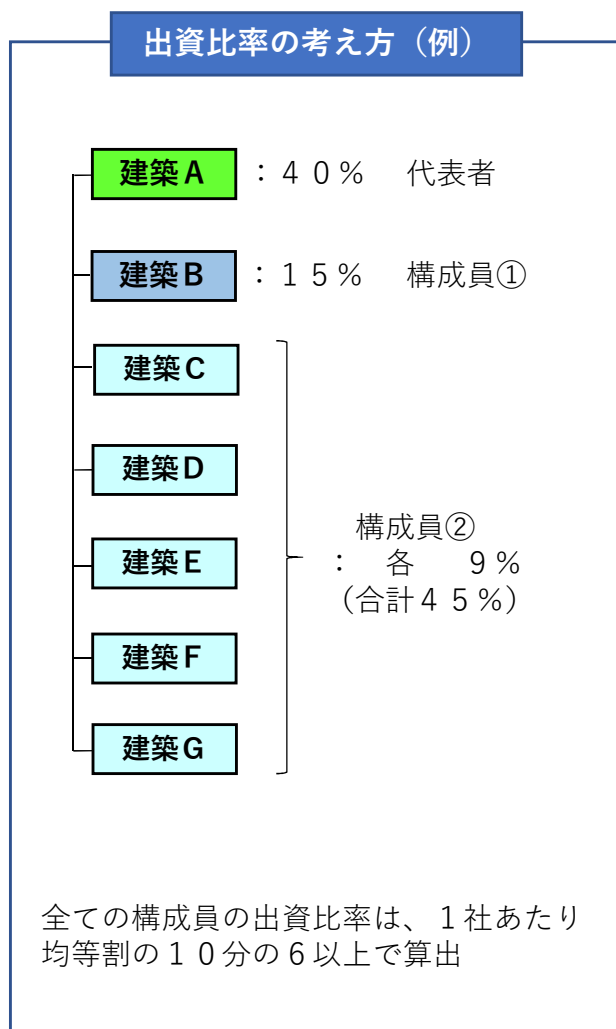
※ 工事の規模等を踏まえ、工事毎に設定

代表者以外の構成員に地元企業を含む場合、地元企業の構成員数に応じて加点する

(2) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

② E C I 方式における共同企業体の考え方

- ・ 甲型共同企業体であること (乙型は認めない)
- ・ 構成員①、②には異工種が入ることも可



(2) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

③ 設計付工事における共同企業体の考え方

- 共同企業体の区分 (甲型、乙型の別) は、受注者が任意に設定。ただし、甲型の場合、構成員の出資比率は均等割の10分の6以上
- 乙型の場合には分担施工の内容について、均等割の10分の6以上を目安とした施工内容を設定
- 構成員①、②には異工種が入ることも可

甲型の一例

建築A

建築B 建築C 建築D 建築E 建築F 建築G

甲型 (異工種) の一例

建築A

建築B 建築C 建築D 電気A 機械A 土木A

乙型の一例

建築A 1工区 建築B 2工区 建築C 3工区 建築D 4工区 建築E 5工区 建築F 6工区 建築G 7工区

乙型 (異工種) の一例

建築A 1工区 建築B 2工区 建築C 3工区 電気A 1~2工区 電気B 3工区 機械A 1~3工区 土木A 1~3工区

コンサル

設計
工事監理

乙型の場合、各社から監理技術者等を配置する必要あり

出資比率の考え方
(甲型の一例)

建築A : 40% 代表者

建築B : 15% 構成員①

建築C

建築D

建築E

建築F

建築G

構成員②
: 各 9%
(合計 45%)

全ての構成員の出資比率は、
1社あたり均等割の10分の6
以上で算出

凡例:

代表者

構成員①

構成員②

コンサルタントを構成員に含む場合の役割分担

	ゼネコン	コンサル
設計段階	施工計画、仮設計画	設計
工事段階	施工	建築士法に基づく工事監理

(3) 地元企業の活用について

① E C I 方式及び設計付工事発注方式における評価基準 (案)

参加条件に県内下請業者への一定程度の下請け発注率を課すことや、評価基準に地元企業を含めた共同企業体の組成及び地元企業に対する下請け発注率に応じた加点などを実施

評価項目		評価基準	配点	
技術提案	技術協力（設計）業務に関する提案	理解度	10点	
		実施手順及び実施体制	10点	
	主たる事業課題に関する提案	テーマ1	的確性	30点
			実現性	15点
		テーマ2	的確性	30点
			実現性	15点
	不測の事態の想定、対応力に関する提案	的確性	20点	
実現性		10点		
小計			140点	

その他	共同企業体の組成	共同企業体の代表者以外の構成員に地元企業が含まれる場合	5点	
		単体の場合又は共同企業体の代表者以外の構成員に地元企業が含まれない場合	0点	
	※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。			
	地域貢献度	地元企業の採用	構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の60%以上。	5点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の55%以上60%未満。	4点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の50%以上55%未満。	3点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上50%未満。	2点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上40%未満。	1点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超30%未満。	0点
	構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下。	欠格		
※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業（単体及び代表者を除く）に限り、自社施工分も県内下請業者への発注予定額に計上してもよい。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。 ※単体又は代表者及び地元企業ではない構成員の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達分を県内下請業者への発注予定金額に計上してもよい。				
合計			150点	

(3) 地元企業の活用について

② 地元企業への発注を円滑化する取り組み

いわゆる相指名業者（同一入札に参加した他の企業）が協力企業として参加できることを発信

相指名業者の協力企業参加については、法令上問題がないものの、入札の公正性を阻害する恐れがあるとの認識の下、一部の発注者、企業において慣例的に自重されてきたところ。

しかしながら、最適化事業においては、

- ① 当初契約の内容は、E C I方式においては技術協力業務、設計付工事においては設計業務であり、これらの業務完了後に価格交渉を経て随意契約される工事は、当初契約と性質・内容ともに異なること、
- ② 大規模かつ長期間にわたり、複数のフェーズで構成される事業を円滑に進めるためには、相指名業者を含む多数の地元企業が協力企業として参加が必要なこと

などから、**相指名業者の協力企業参加に問題はない**と考えており、入札心得書第6条第2項及び第3項（公正な入札の確保）に留意した上で、**相指名業者を含む地元企業の協力企業参加を容認**する考え。

(4) 技術者の要件緩和について

配置予定技術者に求める施工経験については、受注企業として技術者を適切に支援することを前提に、その要件を大きく緩和

○受注企業の支援を前提とした配置予定技術者の要件緩和について

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名)殿

住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました下記に係る競争参加資格について確認されたく、入札説明書に掲げられた資料等を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと及び**企業として技術者を支援し工事の品質を確保することを誓約**します。

記

工事件名:○○(○)○○○建設工事

以上

- 一般競争参加資格確認申請書において、競争参加者は技術者を支援し、品質を確保する旨を誓約
- この誓約を前提に、配置予定技術者の施工経験については、企業に求める施工実績に比して大きく緩和
- 工事受注者は、企業としての技術者支援策を施工計画書等に盛り込む
例)
 - 受注企業本社の品質管理及び安全管理チームが毎月○回、現場巡回し、現場指導する体制を構築
 - 受注企業の技術者OBを現場に常駐させ、指導管理体制を拡充

防衛省ホームページ掲載箇所のご案内

1. トップページ



公表情報の掲載ページURL

○自衛隊施設の最適化に係る情報

<https://www.mod.go.jp/j/budget/release/index.html>

2. コンテンツ（調達情報）



3. 公表情報

公表情報

『自衛隊施設の最適化に係る情報』
において適宜情報を更新しています。

公表資料

